

# 政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等 又は特定役務の調達に関する特例を定める件

平成23年10月3日  
達 第 9 0 号

改正 平成26年3月27日達第28号  
改正 平成31年1月17日達第9号  
改正 令和2年12月16日達第8号  
改正 令和4年10月21日達第7号  
改正 令和6年3月18日達第25号  
改正 令和7年3月25日達第23号

会計規程（平成15年規程第14号）第49条の2の規定に基づき、政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達に関する特例を定める件を次のとおり定める。

（趣旨）

第1条 この達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構という。」）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- （2）特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- （3）調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用によ

る公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の商品等若しくは特定役務又は同一の種類の商品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。
- (5) 一般競争等 一般競争又は指名競争をいう。

(適用範囲)

第3条 この達は、機構の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額（借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月を超える場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額）とし、当該期間に定めがない場合にあっては、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
  - (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
  - (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
  - (4) 特定役務のうち前2号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- 2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調

達契約が締結される場合にあつては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(一般競争等参加のための条件)

第4条 契約担当役は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験（当該調達に関連する物品等の納入実績、特定役務の履行実績等をいう。以下同じ。）を競争参加のための条件として課することができる。この場合において、契約担当役は、関連する過去の経験を日本国において有することを当該競争参加のための条件として課してはならない。

(一般競争の公告)

第5条 契約担当役は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、原則として、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

(1) 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日

イ 調達の内容

ロ 入札期日として予定する日付

ハ 調達に関心を有する者は、契約担当役に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。

ニ 第9条に規定する文書を交付する場所

ホ 次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

(2) 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日

(3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第5条の規定により発行される官報により行う場合

ロ 第9条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合

(4) 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあつては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ 前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合 13日

- 2 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付した結果、入札者若しくは落札者が  
ない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再度一般競争に付そうとするとき  
は、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争公告をする事項)

第6条 一般競争公告は、契約担当役の氏名及び職名のほか、次に掲げる事項を含むもの  
とする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札書の提出場所及び受領期限
- (5) 開札の場所及び日時
- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (7) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (8) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後  
において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公  
告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の一般競争公  
告の日付
- (9) 第9条に規定する文書の交付に関する事項
- (10) 入札者に要求される事項
- (11) 資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨の記述
- (12) 契約書の作成の要否
- (13) 落札者の決定の方法

- 2 契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資  
格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかに  
しなければならない。

- 3 契約担当役は、第1項の規定による公告をするときは、氏名及びその所属する施設の  
名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事  
項を、英語により、記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日
- (3) 契約担当役の氏名及びその所属する部の名称

(指名競争の公示等)

第7条 第5条第1項の規定及び前条の規定は、契約担当役が特定調達契約につき指名競

争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第5条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第1号及び前条第2項中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、第5条第1項第3号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第1号から第7号中「事項」とあるのは「事項及び会計規程第64条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と読み替えるものとする。

- 2 会計規程第64条の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号、第3号、第5号及び第7号に掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。
- 3 前項の場合においては、同項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
  - (1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第8号に掲げる事項
  - (2) 契約の手続において使用する言語

## 第8条 削除

(技術仕様)

第8条の2 契約担当役は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）その他日本国において効力を有する関係法令又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合は、これらの技術仕様に関し、次に掲げる事項を確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品等又は特定役務の特性を定めるために適当なものであること。
  - (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
- 2 契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、入札公告又は入札説明書において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第9条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争等に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- (1) 第6条又は第7条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第6条第1項第9号に掲げる事項を除く。）

- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約担当役の氏名並びにその所属する施設の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (6) 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- (7) その他必要な事項

(落札者の決定)

第10条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争等に付した場合において、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が著しく低い価格であり、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、落札者の決定を保留し、契約の内容に適合した履行ができるかどうかについて当該入札者に確認を求めることができる。

(随意契約の公示)

第11条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約に付そうとするときは、競争に付しても入札がない又は再度の入札をしても落札者がいない場合、極めて緊急を要する場合、公募を経た場合及び当初の入札に際して一定の条件が満たされれば契約を更新することがある旨を全ての供給者に明らかにしている場合を除き、契約の予定日の少なくとも20日前に官報により次の事項を公示しなければならない。

- (1) 調達の内容（名称、数量等）
- (2) 随意契約の予定日
- (3) 随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由
- (4) 随意契約が予定される相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称

(落札決定に関する通知等)

第12条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争等に付した場合において、入札者から要請があったときは、当該要請を行った入札者に落札の決定を書面により通知するものとする。

2 契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争等により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約担当役の氏名並びにその所属する施設の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争等によることとした場合には、第5条の規定による公告又は第7条の規定による公示を行った日
- (8) 随意契約による場合にはその理由
- (9) その他必要な事項

(一般競争等に関する記録)

第13条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争等に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第14条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

(苦情の処理)

第15条 契約担当役は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第15条の2 理事長は、厚生労働省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、厚生労働省に送付するものとする。

(権限)

第16条 この達に定めるもののほか、特定調達契約に関し必要な事項は、契約担当役が定めるものとする。

#### 附 則

この達は、平成23年10月3日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

#### 附 則（平成26年3月27日達第28号）

- 1 この達は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、柱書きの改正規定については、平成23年10月1日から適用する。
- 2 この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成31年1月17日達第9号）

- 1 この達は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

#### 附 則（令和2年12月16日達第8号）

- 1 この達は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

#### 附 則（令和4年10月21日達第7号）

- 1 この達は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

#### 附 則（令和6年3月18日達第25号）

- 1 この達は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

#### 附 則（令和7年3月25日達第23号）

- 1 この達は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。